

県の回答（対応状況等）

令和6年6月4日

（ご意見標題）

市教育委員会学校教育課及び中学校の管理職が無責任な仕事の為、責任を取って欲しい事を再検討をお願いしたい事

（担当課） 学校人事課

（ご意見要約）

- ① 県には市町村立学校の教職員、市町村教育委員会の職員を処分する権限はあるか。
- ② 別の市町村に異動した教職員は処分できるか。
- ③ 処分は県にしかできないと市町村教育委員会の職員に言われたが本当か。
- ④ 市町村教育委員会の職員及び市町村立学校の校長を処分して欲しい。

（回 答）

いただいたご意見は、義務教育課長あてに提出されておりましたが、学校人事課から回答いたします。

一般的に市町村教育委員会で勤務する職員については、市町村教育委員会が任用していることから、県教育委員会に処分を行う権限はありません。

他方、市町村立小中学校の教職員は、市町村職員としつつ、都道府県が人事を行う県費負担教職員です。これは、市町村立の教職員について、広く市町村を越えて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図ることを目的に、法律で設けられた制度です。

県費負担教職員の人事異動や懲戒処分等の人事権は都道府県教育委員会が、教職員の服務監督は市町村教育委員会が行うこととされています。

県教育委員会が県費負担教職員を処分するに当たっては、服務監督権者である市町村教育委員会からの内申を受けて行う事が法律で定められておりますので、内申が提出されていない職員について処分を行う事はできません。

なお、別の市町村に異動した県費負担教職員は、その県費負担教職員が現在所属する市町村教育委員会が内申を行い都道府県教育委員会が懲戒処分を行います。

以上のことから、市町村教育委員会の職員及び市町村立学校の校長の処分については、市町村教育委員会に御相談ください。